厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

労災保険法等改正法
農業における適用事業の拡大について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第60号）の概要

改正の趣旨

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる。

改正の概要

１．遺族補償年金における支給要件等の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律】

①　遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。

②　遺族補償年金等について、遺族が１人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（55歳以上又は一定の障害の状態にある妻は175日分）から、一律で175日分に改める。

２．労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、労働基準法】

○　その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を２年から５年にする。

３．労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止【失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法】

○　労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

４．特別加入団体の要件の法定化等【労働者災害補償保険法】

①　労災保険の特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）について、現在は通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。

②　特別加入団体に対する業務改善命令や、当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

５．社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し【労働者災害補償保険法】

○　現行では行政不服審査法の対象とされている、社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

等

施行期日

令和９年４月１日（ただし、３は公布の日から起算して５年以内の政令で定める日）

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法等の整備法第５条第２項について、規定の形式的修正を行う。

労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止

背景

○　労災保険は、原則、労働者を使用する全ての事業に適用されるが、当分の間の暫定措置として、農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部については、任意適用となっている。

○　他方で、農林水産業の小規模な事業においても重大事故が見られ、労働者の保護の必要性が高まっている。

改正内容

○　**労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。**

【暫定任意適用事業の対象】

農業　**個人経営**で**常時５人未満の労働者を使用する事業**（事業主が農業について特別加入している事業を除く）

林業　**労働者を常時には使用せず**、かつ、**年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の事業**

水産業　**常時５人未満の労働者を使用する個人経営の水産動植物の採捕又は養殖の事業その他水産の事業**（水産動植物の採捕の事業については、総トン数５トン未満の漁船によるもの又は河川、湖沼若しくは災害発生のおそれが少ない水面において主として操業するもの）

▶ **廃止**

※　施行までに5年程度の準備期間を設ける想定。

国会における主なやりとり①

＜令和８年５月29日衆議院厚生労働委員会　国会会議録より抜粋＞

○藤田誠議員
　次に、農林水産業小規模事業への労災保険の適用拡大についてお伺いします。
　今回の改正案では、労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、これまで任意適用だった農林水産業の小規模な事業も労災保険の適用事業とするとされています。
　御存じのとおり、農業、林業、漁業は、機械、刃物、重機、高所作業ですとか船舶、自然環境など、労働災害のリスクが非常に高い分野と承知しております。一方で、今後考えるべき点は、小規模事業者の負担と実効性でございます。特に、高齢者の事業者、家族経営、繁忙期のある農林水産業では、丁寧な移行支援が不可欠であると思います。
　そこで、お伺いします。
　施行までの準備期間が五年とのことですけれども、ここの**進捗をどのように把握し、改善し、推進されていくのでしょうか。数値目標ですとかＫＰＩなどがあれば、お聞かせください。**

○岸本労働基準局長
　お答えいたします。
　これまで労災保険の適用が任意とされてまいりました農林水産業の小規模な個人経営につきましては、適切な労務管理を含めた制度を周知し、労災保険に円滑に加入いただけるよう、丁寧な対応が必要であると考えております。
　このため、施行まで相当の準備期間を設けまして、丁寧な制度周知を図りますとともに、対象事業主が現行でも可能な任意加入をできるだけしていただくような進め方をしてまいりたいというふうに考えております。
　御指摘の数値目標、ＫＰＩでございますが、約二十二万あると推計をされます農林水産業の小規模な個人経営の経営体に対しまして、これが五年後に一斉に加入をするということになりますと非常に大変な混乱が生じかねませんので、できるだけこの五年間の間に現行制度で可能な任意加入を進めてまいりたい。**具体的な目標としては、令和十一年度末までに約八割程度まで任意加入を進めて、準備期間の最後の一年を迎える、**こういった形に持っていければ非常に望ましいというふうに考えて、それを目指してまいりたいと思っております。

○藤田誠議員
　つまり、三年で八〇％というところで、五年間の中で三年で八〇％は攻めた目標設定なんだなというふうに認識しました。
　よく、事業会社とかですと、目標設定とかがあると、最後の第四・四半期で売上げが伸びたりするので、エビ反ったりするなんといって、非常に確実性が低いんじゃないかなんと言われていますけれども、是非、攻めの任意加入を進めていただければと思います。

国会における主なやりとり②

＜令和８年５月29日衆議院厚生労働委員会　国会会議録より抜粋＞

○古川あおい議員
（前略）
労災保険の意義という観点から御説明いただきまして、おっしゃるとおり、新しい事業所に対してでありますとか、そもそも、事故率自体がこれまで、過去と比べても減少してきているという点について御説明をいただきました。ただ、おっしゃっていただいたことはもちろんだなと思うんですけれども、そもそも、事故の発生率が小規模のところでより高いのであれば、そういったところに関して、今回の労災保険の拡大を機に、より事故が起こらないような形でのアプローチでありますとか、また、保険料だけではなく事務負担の件に関してとか、そもそも制度のことがよく分かっていない、どうやって準備をしたらいいか分からないという事業所に対して様々なアプローチのやりようがあるかと思いますが、この点について、厚生労働省と農水省の連携についてお伺いいたします。
今回の労災保険の拡大に関しまして、農林水産事業者、小規模な事業者の**労働災害発生を減らすための取組でありますとか、事業者の事務負担軽減に対する支援といったものについて、施行までの移行期間中にどのような支援をしていくのか**、厚労省、農水省、連携した取組が必要だと思いますので、その観点からお願いいたします。

○上野国務大臣
適用対象となる農林水産業の小規模な個人経営の方々に対しては、労災保険制度のメリットを含め御理解を得ながら、丁寧に進めていくことが重要です。
この点につきましては、労政審の建議においても、零細な事業主の事務負担の軽減等の対応を農林水産省と連携しつつ検討することが適当であるとされています。
事務負担の軽減については、**施行まで相当の準備期間を設けることで、対象事業主が施行前に任意加入いただくことも含めて、段階的に対応できるようにしたい**と考えています。
また、**必要に応じて労働保険事務組合や社労士の活用を促す**ことなども考えております。具体的には、**農水省と連携をしながら、都道府県段階で関係団体や社労士等と推進体制を構築をいたしまして、労働関係法制等の研修会、あるいは、保険加入の手続支援の相談会の開催を考えております。**また、専門家によるコンサルティングや相談、ＩＴツールの導入の支援なども農水省と連携しながら進めていきたいと考えます。
また、**労働保険事務組合の設立の働きかけもしっかりやっていくと同時に、既存の事務組合の受託拡大など、任意加入を推進するための体制整備も同時に整えていきたい**と考えております。また、都道府県労働局等においては、小規模経営体からの相談体制を行う体制の構築もしっかり進めていきたい。
そうした多方面の対策を同時並行的にしっかり進めることで、**農水省とも連携をしながら、事務負担の軽減等、スムーズな制度への移行を促していきたい**と考えています。

国会における主なやりとり③

＜令和８年７月９日参議院厚生労働委員会　国会会議録より抜粋＞

○白川容子議員
（前略）
労災保険の特性上、対象者が増えれば保険給付も増加し、結果として、保険料負担の増加や事務コストの増加、将来的な制度の維持費の上昇につながりかねません。ましてや、先ほど述べたように、農業分野では、人の確保が困難な中、既に、経験が少ない、あるいはないというスポットワーカー等による労働者がいまして、この後取り上げますけれども、特別加入の法定化でこうした労働者が増えることになれば、なおさらのことだというふうに思うんです。事故の増加、厳しい経営状態の下で、保険料の負担などによって就業者の減少につながってしまうことになれば、本末転倒だというふうに思います。
そこでお聞きしたいんですけれども、どのように労災防止に取り組むのか。それから、事業者からは、**保険料や事務手続による負担が増えることや労働者性をどう判断するのかといったことに不安の声が寄せられています。ＱアンドＡを作成するなど、労働者に該当するか否かが分かるような考え方を示すとともに、周知が必要だと思いますが、どう対応していくおつもりなのか**、お示しください。

○上野国務大臣
まず、労働災害防止対策でありますけれども、農業での労働災害防止対策については、災害発生事業場等への指導などに加えまして、事故の多い高所作業での墜落防止、農業機械の転落防止、刈り払い機による切れ、こすれの防止等について、農水省と連携をして事業者、労働者それぞれが講ずべき対策を分かりやすくまとめた研修資料を作成をいたしまして、その周知に努めているところであります。
また、労働者性の判断でございますけれども、先ほど局長からも答弁がありましたけれども、労働者に該当するか否かについては、働く場所と時間が指定、管理されているかなど実態に関する諸要素を勘案して総合的に判断をしておりますが、農業の就労実態は多種多様でありますので、**今般の改正の対象となる小規模な農林水産事業の皆様向けに、分かりやすいように工夫した自己チェックシートを作成をして幅広く配付するなど、分かりやすい対応を検討したいと考えております。**
農水省と連携をいたしまして、労働者性の有無にかかわらず、農業従事者による農作業事故を防止できるように対策の充実を図ってまいりたいと考えています。

（衆議院・参議院）
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

三　暫定任意適用事業の廃止に伴い、新たに労災保険の適用対象となる農林水産業の経営体について、その実態把握を適切に行い、労災保険への加入を確実に進めるとともに、新たに事務的負担等が生じることから、必要な支援を検討すること。特に、制度上は強制適用の対象となるにもかかわらず、保険関係成立届その他必要な手続が行われない未手続事業が生じることのないよう、対象となる経営体の把握、個別周知、加入手続支援及び関係機関との連携体制の整備に努めること。また、農林水産業の現場には、家族従事者、短期雇用、季節的な手伝い、乗組員、共同作業、親族の無償協力等、多様な就業実態が存在することを踏まえ、誰が労働基準法上の労働者に該当し、労災保険法の適用対象となるのかについて、具体例を含めて分かりやすく明示すること。さらに、セーフティネットの空白を早期に解消する観点から、公布後五年以内とされる施行期日を待たず、任意加入の促進も含め、可能な限り速やかな移行を促すこと。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の改正等について

第132回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会　資料１-３

（１）施行期日政令の制定

○　暫定任意適用事業の廃止の施行期日については、改正法附則第１条第２号において「公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日」とされているところ、円滑な施行に必要な期間を設ける観点から、令和13年４月１日と政令で定める（労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令）。

（２）①関係政令の改正の趣旨

○　改正法の施行に伴い、暫定任意適用事業に係る関係政令の改正等を行うため、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令を制定するもの。

（２）②改正の概要（小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止について）

○　改正法により、関係法律の暫定任意適用事業に係る規定が削除されたことを踏まえ、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）等において、暫定任意適用事業に係る規定の削除等の整備を行う。

○　その他所要の改正を行う。

（２）③施行期日

令和13年４月１日